

令和7年度 広島高速1号線及び4号線 特定土工構造物（法面）点検業務 【 特記仕様書 】

（適用）

第1条 本仕様書は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が委託する『令和7年度 広島高速1号線及び4号線 特定土工構造物（法面）点検業務（以下「業務」という。）』に適用する。

2 本業務は、下記に基づき実施すること。

- ・ 設計業務等共通仕様書 令和 6年 8月 広島高速道路公社
- ・ 測量業務共通仕様書 令和 6年 8月 広島高速道路公社
- ・ 作業規程の準用 令和 5年 3月31日 国土交通省
- ・ 道路構造物の点検要領(案) 平成31年 3月 広島高速道路公社
- ・ 道路土工構造物点検要領 平成29年 8月 国土交通省 道路局
- ・ 道路土工構造物点検要領 令和 5年 3月 国土交通省 道路局 国道・技術課
- ・ 道路防災点検の手引き 令和 4年 3月 (一社)全国地質調査業協会連合会
- ・ 点検要領(災害危険個所の再確認) 平成18年 9月 国土交通省 道路局
- ・ 令和6年能登半島地震を踏まえた盛土法面の点検要領 令和 6年 7月 国土交通省
- ・ その他関連図書・通知等

（目的）

第2条 土工構造物の劣化や損傷等を原因とした道路利用者及び第三者被害の恐れがある事故の発生を防止するとともに、将来的にも安全かつ円滑な道路交通を維持するため、公社が管理する特定土工構造物を点検して構造物の変状や異常の有無を確認、構造物の健全性を診断し、点検結果を記録して、適切な構造物管理を行うための資料を収集することを目的とする。

（業務場所及び作業対象）

第3条 業務場所： 広島高速1号線及び高速4号線

点検対象： 別紙「位置図」参照

設計業務	法面点検	全47箇所（切土30箇所、盛土17箇所）
	新規点検対象箇所抽出	6.5km（高速1号線、高速4号線土工部）
	土石流安定度調査	全5溪流
測量業務	三次元点群測量	0.131km ² （切土30箇所、盛土17箇所）

（点検方法等）

第4条 法面点検の方法： 公社の点検要領（案）に定める方法とする。

法面点検の項目： 公社の点検要領（案）に定める項目とする。

損傷程度の判定： 公社の点検要領（案）に定める基準で、個別損傷毎に判定を行うこと。

健全性の診断： 国の点検要領に準拠すること。

- 点検結果の記録 : 定期点検結果を基に国の点検要領に定める点検調書を作成すること。
点検調書は、様式1(その1)～様式1(その4)を基本とすること。
様式1(その4)は、損傷等の状況が分かる写真を添付する資料であるが、損傷が確認されない場合も各点検項目の状況が分かるよう代表的な箇所写真を添付すること。
- 点検箇所の抽出 : 定期点検結果や地形図等の既存資料から、のり面崩壊等の悪影響を及ぼす可能性のある自然斜面等、追加調査が必要になる箇所の抽出を行うこと。
- 安定度調査 : 点検対象として5溪流および、点検箇所の抽出により追加で調査が必要となった溪流について、安定度調査を実施すること。
調査は道路防災点検の手引きおよび点検要領に基づき行うこと。
- 三次元点群測量 : 国の作業規程の準用(地上レーザー測量)に準拠すること。

(履行期間・業務検査期間)

- 第5条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
なお、上記の履行期間には、業務検査期間(9日間)を含む。

(情報共有システム)

- 第6条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有し、業務の効率化を図る情報共有システムの対象であるため、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき運用すること。
- 2 本業務で使用する情報共有システムは「広島県工事中情報共有システム」とする。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>
 - 3 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い利用料を支払うこと。

(労働環境改善 [ウィークリースタンス])

- 第7条 本業務は労働環境改善(ウィークリースタンス)を目的としており、次により実施すること。
- 2 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙-1「ウィークリースタンス推進チェックシート(初回打合せ時)」(以下「別紙-1」という。)を基に確認し設定すること。
取組期間は、初回打合せ時(実施内容を設定した日)から工期末までとし、ノー残業デーは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週1日以上設定すること。
なお、広島高速道路公社における週のノー残業デーは水曜日としている。
 - 3 受注者は、別紙-1に取組内容を整理して提出し、受発注者間で共有を図ること。
 - 4 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行うこと。
 - 5 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、別

紙-2「ウィークリースタンス推進チェックシート(実施結果)」に記入して提出し、受発注者間で共有すること。

なお、別紙-1 及び 別紙-2 は、「広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」>「技術管理資料」>「要領・基準等」に掲載してある様式を使用すること

(管理技術者の配置)

第8条 設計業務等共通仕様書第1107条で定める管理技術者(設計業務を担当)には、次の資格を有する者を配置すること。

・ 技術士資格(総合技術監理部門 建設-土質及び基礎又は建設-道路、建設部門 土質及び基礎又は道路)、もしくは国土交通省登録資格のうち施設分野「道路土工構造物(土工)」、業務区分「点検」および「診断」の両方に該当する資格を有する者であること。

2 測量業務共通仕様書第109条で定める管理技術者(測量業務を担当)には、次の資格を有する者を配置すること。

・ 測量士資格を有する者であること。

3 設計業務を担当する管理技術者と測量業務を担当する管理技術者の兼務は認めない。

なお、測量業務完了後、測量業務を担当する管理技術者の配置は解除できるものとする。

(照査技術者の配置)

第9条 照査技術者は、本業務全体に対して計業務等共通仕様書第1108条で定める照査技術者を配置すること。

なお、照査技術者には次の資格を有する者を配置すること。

・ 技術士資格(総合技術監理部門 建設-土質及び基礎又は建設-道路、建設部門 土質及び基礎又は道路)、もしくは国土交通省登録資格のうち施設分野「道路土工構造物(土工)」、業務区分「点検」および「診断」の両方に該当する資格を有する者であること。

(現場作業に係る安全管理)

第10条 本業務の受注者は、毎月開催する「広島高速道路維持管理協議会(規制等調整会議)」に出席し、他工事または他業務と広島高速道路内で行う作業等の情報を共有し施工時期の調整を図ること。

2 広島高速道路内での点検作業や、移動のための立ち入りを行う場合は、調査職員と予め通行規制や現場安全管理の方法について協議すること。

また、通行規制の実施にあたっては、広島高速道路公社制定「保安施設設置基準」に基づき実施すること。

3 広島高速道路内での点検作業や、移動のための立ち入りを行う場合は、次の資格を有する交通誘導員を1名以上配置して、後方警戒及び車両誘導を行うこと。

・ 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定に合格した警備員

(打合せ協議)

第11条 設計業務に係る打合せ協議は、全3回(業務着手時、中間1回及び成果品納入時)を見込んでいる。

- 2 測量業務に係る打合せ協議は、全5回(業務着手時、中間3回及び成果品納入時)を見込んでいる。
- 3 業務着手時および成果品納入時には必ず管理技術者が立ち会うこと。

(資料の貸与)

第12条 本業務に必要な資料(過年度業務成果等)は、契約締結後、受注者に対し貸与する。

(業務の成果品)

第13条 本業務の成果物は次のとおり。

- ・ 報告書 一式

2 成果物の提出方法は次のとおり。

- ・ 設計業務の成果物提出
設計業務等共通仕様書 第1117条および第1144条に基づき提出すること。
- ・ 測量業務の成果物提出
測量業務共通仕様書 第118条および第150条に基づき提出すること。

(その他)

第14条 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合や、契約図書等に定めのない事項については、別途調査職員と協議し指示を受けること。

- 2 点検作業時に緊急で対応が必要と判断される損傷等を発見した場合には、直ちに調査職員に報告すること。
- 3 本業務に関するすべての事項については、業務期間中も履行後においても、発注者の許可を得ずに無断で他に情報漏らしたり転用したりしてはならない。
- 4 本業務の実施にあたり、関係官庁その他への手続等が必要になる場合には、手続き用資料は受注者が作成すること。

以 上

令和7年度 広島高速1号線及び4号線 特定土工構造物（法面）点検業務 特記仕様書《総合評価落札方式に係る事項》

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、令和7年度 広島高速1号線及び4号線 特定土工構造物（法面）点検業務のうち、総合評価落札方式に係る事項に適用する。

第2章 評価内容の担保

第1節 評価内容の担保

技術資料の内容が受注者の責により、実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。

また、業務成績評定の減点対象とし、減点方法は未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

第2節 総合評価落札方式において評価対象としている業務分野に係る業務実施場所、業務実施体制

- 1 管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、それぞれ兼務することはできない。
- 2 管理技術者は1名とし、担当技術者及び照査技術者は最大3名まで配置できる。
また、配置した管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、必ずTECRIS登録を行うこと。
ただし、「管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書」は、主となる照査技術者1名について記載する。
- 3 管理技術者は、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合を除き原則変更できないものとし、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。
担当技術者及び照査技術者は、変更する場合には同等以上の技術者を配置すること。
- 4 業務履行期間中に業務実施場所、業務実施体制を変更する場合には、入札時に提出した技術資料のうち、変更となる事項に係る様式及び添付資料を「業務打合せ簿」で調査職員に提出すること。
この場合、変更内容に応じて、業務成績評定を未実施の評価項目毎に5点を減じることがある。
- 5 受注者は、「技術資料様式第4号」に記載した業務実施場所、業務実施体制について、必ず「業務計画書」に記載し調査職員に提出すること。

第3節 担当技術者

- 1 管理技術者のもとで業務を担当する者を担当技術者として定義する。
- 2 受注者は、「技術資料様式第8号」に記載した主となる担当技術者1名について、「別記様式第1～2号」に必要事項を記載し調査職員に提出すること。
- 3 担当技術者は、設計図書及び「技術資料様式第4号」に記載した業務分担に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第4節 管理技術者及び担当技術者に係る手持ち業務件数

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。

なお、技術者変更に伴う手持ち業務件数の判断は、変更届け出日時点での手持ち業務件数とする。

以上